



第 10 号
 題字 村山慶吉
 発行
 なにわ橋法律事務所
 大阪市北区西天満1丁目2番5号
 大阪Jビル12階
 電話 06-6364-0241
 津 田 禎 三
 編 集 考
 北 野 了



集中と右脳

―イチローを考える―

津田 禎三

(一) 長い歴史を誇る米国・大リーグでマリナーズのイチロー選手(本名、鈴木一朗)が、一九二〇年にジョージ・シスラーが打ちたてた四年間誰も破ることができなかったシーズン最多安打のメジャー記録(二五七安打)を見ごとに塗り替えました。日本も米国も沸きました。八四歳の私も目頭が熱くなりました。

なぜ、イチロー選手は、これほど凄いことができたのか。大きな理由のひとつとして野球関係者は、『動くものを正しく識別する超人的な動体視力』を挙げ、『イチローにはボールが見えている。どんな球が来るか正確に見極めることが

できる。』と言っています。イチロー選手は、小学校三年生の時、地元のスポート少年団野球部員となり、昼間は野球の練習、夕食後には父とともに毎日バッティングセンターに通い続けました。それだけではありません。帰り道、高速道路を走る車のナンバープレートや運転している人の服装を正しく確認する訓練に、たっぷり時間をかけ動体視力を鍛えたと言います。

時速一四〇或いは一五〇キロを超える猛スピードで飛来するボールと広い球場に配置された相手チーム選手の全てを一瞬のうちに正確に捉えることができれば、

狙いどおりイメージどおりの球は打てない。激しい訓練と努力の積み重ねに裏打ちされた人並みはずれた集中力が、世界中の人が見まもる極限状態のなかで爆発し誰もできなかったことをやってのけたと言えるのではないだろうか。

(二) 『火事場のばか力』という話し

があります。若い頃、父から教わりました。―嫁にきて間もない女性に、燃えあがる炎のなかから重いタンスを持ち上げ運び出したというのです。この話しは、火事や地震などに直面した極限状態のなかで、恐怖感や怒りと同時に人々を救おうとする強烈な思いが一点に集中すると、日常生活のなかでは考えられない大きな力となって現れると教えています。

バッターボックスに立ったイチロー選手は、右手でバットを垂直にまっすぐかかげる。その動きと構えは、相手に戦いを挑む武士のようであり、厳しい気迫と次第に高まっていく集中力を感じます。

イメージどおりの安打に集中するイチロー選手と家のため重いタンスの持ち上げに集中する火事場の女性とに共通することは、強烈な目的意識と持てる能力を存分に発揮させる集中力によって、不可能と思われることを可能にしたこと

新春の

お慶びを

申し上げます

なにわ橋法律事務所

- パートナー 津田 禎三
- 弁護士 津田 尚廣
- 弁護士 新井 教正
- 弁護士 北野 了考
- 弁護士 野中 徹也
- 客員 弁護士 戸根 住夫
- 事務局長 小野 和也
- 事務員 大西 敦子
- 〃 津田 典子
- 〃 藤井 秀一
- 〃 木村 和由
- 〃 梅村 康恵

だと思えます。

人間は、大脳の右半球(右脳)を活性化して集中的に駆使するとき、それまで経験しなかったとてもない大きな力を発揮するものだ。脳科学の研究者は言っています。左脳は言語で物事を認識し記憶しますが、これとは全く異なり、右脳はイメージ(映像)で認識し記憶します。創造力も集中力も右脳の世界に属します。いきいきとした右脳の力があってこそ創造も集中も現実のものとなります。

(三) 右脳を活性化して、いきいきとさせるには、特別な難しいことをする必要はありません。毎日の生きざま、心の在りようが大事です。物ごとを前向きに受けとめ前向きに考え前向きに生きること、そして自分の仕事は勿論、やっていることはそれが何であれ頑張るのではなく精一杯楽しむことで右脳は活発に働き強化してくれます。よく歩きよく眠り大きな声で話し笑うことも効果があります。好きな本や文章を声に出して読むのも、ときには良い音楽に聴き入り或いは美しい絵画や景色を見て感動することも効果的です。

難しい事態に立たされても平常心を失わず、自分の脳がいきいきとして活力があるためには、心の

在りようだけでなく呼吸の在りようも大切です。浅い呼吸でなく深いゆったりとした呼吸、昔から言われている腹式呼吸を意識的に取り入れることです。私は小学校の頃、父に連れられ坐禅の町道場で、この呼吸法を教わりました。方法は簡単です。下腹に意識を置き、腹をふくらませながらゆっくりと鼻から息を吸い(約五秒)、そのまま息を止め(約五秒)、その後、更にゆっくりと腹を引っ込めながら息を吐き切ります(約一〇秒)。これを朝晩或いは何かを始める前や仕事の合間など少しの時

間をさいて日常的に毎日繰返すことが肝要です。この腹式呼吸が脳の活性化のために大きな効果があると脳科学の専門家は口を揃えて指摘しています。

(四) 先頃、イチロー選手がテレビ番組で、冒頭に書いた快挙を振り返り乍ら、ゆっくりとした口調で、こう言っておりました。「小さな積み重ねがあつて一頂上に昇ることができたのだと思います」と。私の胸に、しみりました。

平成一六年一月二二日
(つだ ていぞう)

反対尋問の話

津田 尚廣



1 「敵性証人に対する反対尋問と

和解交渉は、弁護士の華である」と祖父がよく言っていたそうである。私が大学生の時に祖父は亡くなっている、その言葉を直接聞いた訳ではなく、父からの伝聞である。「敵性証人」というのは、事件の相手方の証人を指す。したがって、こちらからいえば敵であり、反対尋問で潰さなければなら

ない証人である。因みに、反対尋問の逆を主尋問と言ひ、こちらサイド(味方)の証人に対する尋問を指す。この場合、通常証人と事前に充分な打合せを行つて本番に臨むことになる。

2 証人尋問の場合、法廷には緊張した空気が張りつめている。相手方の代理人も裁判官も傍聴席の関係者も(場合によっては報道関係者も)、皆一様に真剣な面持ちで、尋問者の質問と証人の回答を一言も聞き漏らすまいと聞いている。ある意味で、あれほど真剣に自分のしている会話(尋問と証言)を熱心に聞かれる経験は他にないかもしれない。その法廷で、反対尋問がずばり成功したとき、平静な顔を装っているが、心の中では「やった」と叫んでガッツポーズをしている。しかし、こういう事は滅多にない。

3 反対尋問について、聞かないことが上手な尋問と言われることが多い。相手方は、想定される反対尋問の内容を事前に検討して、周到な準備をしているので、よほど相手の証言を潰す強力な材料がない限り、敵性証人に下手に質問すれば、「そうじゃない。こうです」と反論され、証人は自分の言いたいことを繰り返すだけである。

それでは、主尋問で証言した内容を強化するだけになり、最悪の反対尋問になってしまう。それでは聞かない方がましなのである。

現に、私が初めてした尋問は反対尋問であったが、見事に失敗した。言い訳をすると、今までまったく関与していない事件について、証人尋問の当日の朝になって初めて反対尋問をやってくれと言われ慌てて記録を読み、午後の反対尋問に臨んだので準備不足も甚だしい。したがって、反対尋問で切り崩すどころか、見事に主尋問の内容を強化してしまいました。その後、反対尋問の技術について切磋琢磨したつもりであるが、それでも会心の出来という反対尋問は数えるほどしかない。

4 それほど反対尋問はむずかしいものであり、現に反対尋問が上手ですごいと思うのはまれである。

弁護士になると、他の弁護士の尋問を聞く機会は減るが、司法修習生の時はそれが勉強だったので、いろんな人の尋問を聞いた。正直言ってこれはすばらしいと思ったことはあまりなかった。しかし、今でも印象に残っているのは、証人尋問が上手で有名であった神戸のS弁護士の尋問である。当時、神戸地裁は、建て替え中で、法廷

は旧の検察庁を改造したところを使っていたので、法廷に窓があり、その景色を眺めることができた。

S弁護士は、敵性証人に対して、きわめて論理的且つ冷静な反対尋問をしていた。すると、S弁護士は、証人が発言をしているときに、突然、尋問席から離れ、尋問席のすぐ後ろにあった窓のところにいき、外の景色を眺めながら証人の証言を聞き出したのである。法廷にお尻を向けることになり、こんな風に尋問するのは初めて見た。S弁護士は、証人が回答し終わると、一呼吸おいて、証人に背中を向けながら、次の質問をしたのであるが、それがすごくかっこよかった。私も弁護士になったら、一度やってやろうと思ったが、残念ながら大阪地裁には窓がなかった。5 実際聞いたことはないが、大阪のN弁護士の「押しつけ尋問」というのが有名である。私が弁護士に成り立てのころ、ある宴会の席で、大先輩のU弁護士からN弁護士を紹介された。

「尚廣君、この先生の尋問はすごい。押しつけ尋問や」と言われた。N弁護士は、

「違いますよ。変なこと言わんといて下さい」と言ったが、私は「なんですか、それは。」とU弁護

士に聞いた。U弁護士は、

「反対尋問の時、証人に『何々じゃないんですか』とか『こうなんだでしょ』と聞くやろ。当然証人は『違います』とか『そうじゃない』と答えるわな。せやけどN先生はしばらくしてまた同じ質問をするんや。相手方の代理人が、『その点はすでに答えています』いうて異議を言うたら、とりあえず引っ込めるんやけど、またしばらくしたら同じ質問をするんや。裁判所が重複してるから質問を変えてください言うたら、とりあえず質問を変えるんやけど、また同じ質問すると。これを延々とやるから、しまいに相手方の弁護士も裁判官も疲れ果てて、なんも言わんようになるんや。証人はだんだんと孤立無援になり、最後に『はい、そうです』言うてしまうんやな。これが世に言う『押しつけ尋問』や」とのことであった。私は、尊敬の眼差しで、N弁護士を見つめていた。

6 さて、反対尋問の話をして、父の話をしなないと怒り出すので触れないわけにはいかない。はっきり言って上手である。父の尋問スタイルも押しつけ尋問的要素がある。いや、かなりある。といって、N弁護士のスタイルとはだいぶ違う。

核心部分の質問をする前に、相当入念に周辺部分の質問をする。証人が否定しない事実関係を確認していく作業を行い、外濠を埋めていくやり方である。この外濠尋問の中に罣が仕組まれている。苦しくなって、なんやかんやと事情を説明し出すと、「そんなことは聞いていない。質問に答えなさい。」と怒鳴り、証人を威嚇する。

7 もう一つの華である和解交渉に最近、証人尋問をしなくなつたので、若い弁護士が聞くチャンスがないのは残念である。

7 もう一つの華である和解交渉についてはまたの機会にお話することにする。

(つだ なおひろ)



ロシア旅行記

新井 教正



1

平成一六年九月一七日から九月二五日まで、ロシア旅行へ行ってきました。「何でわざわざロシアへ？」という声が聞こえてきそうですが、きっかけ自体は極めて軽いもので、友人達と飲んでいる時に、「どっか旅行へ行きたいな」という話になり、「どうせならめったなことでは行けない処へ行こう」という事になり、「それならモスクワに駐在している友達がいるからロシアにしよう」という具合に決まった旅行でした。

その後、旅行の準備が着々と進められて行くことになったのですが、その最中にロシアでのテロ事件の報道を耳にすることになりました。

2

平成一六年九月一七日の深夜にモスクワへ出発。フライトスケジュールの関係で、なぜかドバイ経由のモスクワ行きというコースであり、閑空を出発してからモスクワに着くまでの所要時間が約二〇

しかも三件も連続して……。すなわち、八月二九日のロシア国内線旅客機爆破テロ事件、八月三十一日のモスクワ地下鉄駅周辺での爆破テロ事件、九月一日のチェチェン武装勢力による学校占拠事件です。

「今、ロシアへ行くのはもの凄く危険なのでは？」という不安が湧き上がり、友人達も当然、同じ考えだろうと思いい、聞いてみたところ、「問題ないやろ」「お前はびびりか」という反応が返ってきました。ロシアの友人に現地の様子を聞いてみても、「テロの前後で別に変わったところはない」「大丈夫とちゃうか」という軽い回答でした。そのため、かなり迷ったものの、結局、当初の予定どおり、私もロシア行くことにしました。

時間という長旅でした。

モスクワでの入国審査は非常に厳しいと聞いていたので、かなり緊張していましたが、呆気ないほどすんなり入国できました。モスクワの気温は一〇度前後とかなり寒く、使うことはないだろうと思いいながらも、念のために持っていたコートが非常に役立ちました。

モスクワ初日は、到着したのが夕方近くということもあり、ホテルにチェックインした後、観光等はず、ロシアの友人と一緒にウクライナ料理を食べに行きました。正直、期待していなかったのですが、意外や意外、かなりおいしかったです。ボルシチやキエフカツといった代表的な料理はもちろん、名前は思い出せませんが、友人が注文してくれたその他の料理もすべて美味しかったです。ロシアといえどということ、当然のことながらウォッカを注文したので、ロシアではウォッカを何かで割って飲むというのは、かなり軽蔑される行為ということで、我々も「郷に入りては郷に従え」の精神で、ショットグラスで一気飲みをしました。キンキンに冷えていて飲みやすかったですし、初日でテンションが異常に高かったこと

3

もあり、結局、八杯も飲んでしまいました。

このような状態であったため、完全なる二日酔いで二日目の朝を迎える羽目になったのですが、せっかくロシアにまで来て二日酔いで寝ているのもつたいないので、早速、モスクワ観光へ出かけました。モスクワといえどクレムリンという単純な発想のもと、まずクレムリンへ向いました。クレムリンへ入場するためのチケットを買いおうと販売窓口へ行くと、販売員の方がロシア語で何やら言っているのですが、全く理解することができず、英語で話しかけても、今度は販売員の方が理解できない様子で、どうしたらチケットを買うことができるのだろうかとう途方に暮れることになりました。ちなみに、モスクワでは英語を話せる人はほとんどおらず、ごく一部の高級ホテルを除けば、ホテルですら英語が通じないという状態でした。窓口近くでどうすべきか思索していると、日本人らしき人がチケットの購入に成功していたため、その人にチケットの買い方を聞いたところ、外国人の場合、クレムリンへ入るためにはガイドを同行する必要がありますとのことでした。ようやく合点がいき、急いでガイドを

探し(チケット売り場の周りに英語やドイツ語やといったプレートを持って立っている人がガイドです)、ようやくチケットを入手することができました。入場するまで三〇分近くあったため、天気もいいしビールでも飲もうということなり、ビールを飲んで時間をつぶしていました。

時間が来たため、クレムリンの入り口へ行くと、ガイドが先導する形で、守衛がボディチェックを行っている門のところに並ばされました。並んで待っていると、先にボディチェックを受けた友人が、なにやら守衛から言われているの様子を見てみると、守衛とガイドがなにやら言い合いはじめ、その横で、友人がその様子をポカロンと見守っていました。しばらくして友人が私に対し「入られへんらしい」と告げて出て行こうとするので、理由を聞いたところ、「酒臭いのでダメ」とのことでした。暇つぶしに飲んだビールが仇となってしまうのです。それにしても、ロシア人なんか毎晩、ウオッカをガブガブ飲んでるのだから、ちょっとぐらい見逃してくれてもいいようなものなのに……

結局、この日はクレムリン観光をあきらめ、モスクワ市内をぶら

ぶらしてすごしました。モスクワ市内の移動手段としては、地下鉄もあるのですが、ガイドブックを見ると極めて危険と書いてあったため、大半は白タクで移動していました。モスクワでは白タクは違法ではないらしく、町のいたる所で、ロシア人も含め、道路端に立って、親指を立てて普通の車を止めている人たちを目にすることができません。白タクで移動している、渋滞にはまることもあるのですが、モスクワの渋滞は大阪の比ではありません。普段なら一五分程度で行けるところでも、渋滞にはまれは一時三〇分近くかかるということが何度もありました。

4 三日目、念願のクレムリン観光を行いました。スケールは半端なく大きいものの、感想としては「ふーん」という程度のものでした。この日の夜、レッドアロー号という寝台特急でモスクワからサンクトペテルブルグ(旧レニングラード)へ移動しました。

5 四日目の早朝、サンクトペテルブルグに到着。サンクトペテルブルグは、一九一八年にモスクワに遷都される以前の帝政ロシアの首都であった都市です。「北のヴェニス」と呼ばれ、その町並みは壮麗であり、観光スポットも極めて

多いところですが、見所が多すぎて何を見るべきか迷うところなのですが、絶対に外せないものがありました。「エルミタージュ美術館」です。普段、美術館などには近寄りすらない私ですが、ガイドブックを見ると、とにかくすごいと書かれてあるし、レオナルド・ダ・ヴィンチ、ルノアール、セザンヌ、ゴッホ、ゴッホ、マチス、モネなど私でも名前を知っている巨匠たちの作品が生で見ることができるということで、

まず、エルミタージュへ向かいました。巨匠たちの作品も印象深かったのですが、何よりも驚かされたのはそのスケールと美術館の内装でした。贅の限りを尽くした内装が施され、まさに豪華絢爛、帝政時代だからできた代物で、現代において同じものを作ることは不可能であろうと感じました。エルミタージュ美術館を出た後、バレエのチケットを予約するために一旦ホテルに戻りました。美術と同様、バレエについても、別段の興味があるわけではなかったのですが、せっかく本場に来たのだから見ていこうという事で見ることにしたのです。感想としては「きれいやな〜」ということくらいで、残念ながら、「感動した」とか「是

非また見たい」とかいう思いは起こりませんでした。

6 五日目、朝から観光スポットを駆けずり回り、写真を取りまくっていきました。その甲斐もあり、一応、ガイドブックに載っている有名スポットは制覇することができました。この日の晩、再びレッドアロー号でモスクワへと移動しました。行きは二等寝台車で一部屋四人だったのですが、帰りは一等寝台車で一部屋あたり二人であったため、スペースも広く極めて快適な旅をすることができました。

7 六日目、ポリシヨイサーカスを見ようということになり、チケットを買いに行くも、休演日ということで結局見ることができませんでした。近くにモスクワ大学があったため、「異文化交流(?)を図ろう」という意図のもと、モスクワ大学へ足を踏み入れるも、きれいな白人の女性ばかりで、日本人特有の白人コンプレックスのため、結局、話しかけることもできず帰ってきてしまいました(無念……)。

8 最終日、午後四時すぎの飛行機だったのですが、モスクワの友人から、「出国手続きに時間がかかる可能性があるので、余裕を見て三時間前には空港に着いておいた方がよい」と言われたため、移動

時間にも余裕を見て、午前十一時にホテルを出発しました。ロシアといえばキャビアということ、両親への土産にキャビアを買い、と考えていたのですが、当然、空港で売っているものと思いき、空港に着いてすぐにチェックインを済ませ、キャビアを探しました。ところが、空港中を探しても見つかりません。売っているのは「レッドキャビア(いくら)」で、我々がキャビアというところの「ブラックキャビア」は空港では売っていないとのことでした。いまさらモスクワ市内へ戻る時間的余裕もなかったため、せっかくロシアへ来たにもかかわらず、キャビアを買うことができなかったという悔いを残しつつ、日本への帰路につくことになりました。

9 以上、つらつらとロシア旅行での思い出を書いてきましたが、今後、皆様がロシアへ行くときの参考となるよう、私が今回のロシア旅行で感じたこと、気づいたことを最後に記しておきます。

① 料理

本文中でも書いたように、予想外に美味しかったです。レストランだけではなく、町の屋台から料理店までいろいろ行きましたが、すべて美味しかったです。

す。

② ウォッカ

ストレートで飲まないで軽蔑されるため、日本男児としてはストリートで飲まざるを得ないのですが、飲みすぎには注意してください。

③ ロシア人

モスクワでは、ほとんど英語が通じないと思っておいた方がいいです。あと、最近、女子テ

ニスのシヤラポア選手が美人だと日本のマスコミでもてはやされてますが、はつきり言って、ロシアにはあの程度の美人はゴマンといますので、美女だけでも一見の価値あります(笑)。

④ キャビア

空港では買うことができませんので、必ず市内で買うようにしてください。(あらい のりまさ)

「裁判員制度」について

北野 了 考



5年以内に実施されることとなりました。裁判員制度が実施されると、ある日突然、家族や職場の同僚、あるいは、あなた自身のもとへ、裁判所から呼出状が届く可能性があります。

2 裁判員制度が導入された理由として、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」(一条) こと等が挙げられますが、「だからと言って、今すぐ導入する必要はあるの?」という疑問を持たれる方も多いと思います。

また、不幸にも?裁判所に呼び出された際、仕事が忙しいという理由で辞退できるのか、法律を知らないのにプロの裁判官と対等に議論できるのか、といった不安も抱かれるのではないのでしょうか。

3 裁判員制度は、殺人や強盗致傷といった重大事件を対象(第二条一項)としており、職業裁判官三名と裁判員六名からなる合議体により、有罪無罪の判断や刑の量定を行います(第六条一項)。もつ

とも、重大事件といっても、現実には被告人が事実関係を争わない自白事件が多数を占めています。自白事件では刑の量定だけが問題となるので、職業裁判官一名と裁判員四名により判断することになります(第二条三項)。

4 ところで、裁判員候補者は衆議院議員の選挙人名簿から無作為抽出されるため、誰しもが裁判員候補者として裁判所から呼出をうける可能性のあることは、前記のとおりです。ただし、候補者として裁判所に出頭した者全員が裁判員となるわけではありません。選任手続において、被告人や被害者と利害関係のある人、あるいは、事件について予断や先入観を持っている人などは、裁判員に選任されません。ちなみに、仕事が忙しい

という理由で辞退が認められるか否かは、現時点で必ずしも明らかではありません(第一六条七号ハ等)が、裁判員が正当な理由なく裁判所に出頭しなかった場合、一〇万円以下の過料に処せられます(第八三条)。容易に辞退を認めれば、裁判員制度そのものが成り立たなくなる恐れがあります。その反面、嫌がる者を強制的に参加させたところで、果たして真剣に評議に取り組んでくれるかどうか疑問があります。ともかく、裁判員の負担をできるだけ軽減する必要があるので、間違ったため、裁判員が関与する前段階において争点を整理する手続(公判前整理手続)が創設され(第四九条、刑訴法三二六条の二)、連日開廷により迅速な審理を行うことが可能となりました。

5 有罪無罪の判断と刑の量定は、職業裁判官と裁判員との評決により決まります。アメリカの陪審制の場合に一二名の陪審員が職業裁判官から独立して有罪無罪を評決するのは異なり、裁判員制度では、職業裁判官と裁判員が共同して多数決により有罪無罪を決めます。裁判員が法律に関する知識を有していないのは当たり前ですが、評議では、職業裁判官から裁

判員に対し、何が争点であるか、争点についてどういう証拠で立証しようとしているのか、等の説明がなされるはず(第六六条五項)。そして、評議において、裁判員が自らの意見を発言しやすい雰囲気となり、活発な議論が交わされるか否かは、司会を担当する裁判長の力量にかかってくると思われ

6 刑事裁判は、法廷における口頭でのやり取りから裁判官が心証を得るといのが建前ですが、膨大な取調調書を読んで心証を決める調書裁判が実態となっています。しかも、われわれ法曹実務家は、法廷でことさらに専門用語を使いたがる?傾向にあります。ですから、一般の方が裁判を傍聴しても、今、法廷で何が行われているのかを理解することは大変難しいはず

7 もちろん、争いのある事案において、内容的に矛盾する証言、被告人の供述、書証を頭の中で整理して的確な判断を下すこと、すなわち、人を裁くと言うことは、国

民にとって多大な負担になるでしょう。

しかし、裁判員制度は、われわれ法曹実務家に対しても大きな変革を求めるものです。例えば、弁護士と検察官は、図面や写真などを巧みに利用しながら尋問を行うなど、一般国民の方々にわかりやすい裁判にする工夫が求められます。また、裁判員の負担を考慮すると、これまでのような「五月雨式」「歯科治療的」審理は許されず、事前に十分な準備を行った上で、連日開廷による集中的な審理を

8 現しなければなりません。

いざにせよ、裁判員制度が我が国に根付くかどうかは、一般国民が関心をもって裁判員制度に参加するかどうかにかかっています。五年以内の実施に向け、今後は、裁判員制度がマスコミで取り上げられたり、各地で模擬裁判が実施されることが予想されます。是非、関心をもって見守って頂きたいと思

以上 (きたの あきたか)

ぼ 挨拶

野中 徹也



司法研修所での一年六か月間の司法修習を終え、昨年一〇月よりなわ橋法律事務所勤務し、弁護士としてスタートを切るようになりました。

このなわ橋法律事務所、諸先輩方、顧問先や依頼者の皆様から多くのことを学び、弁護士として成長していきたく考えております。自己紹介ということで、ま

はじめまして。野中徹也と申します。

ずは、ありきたりですが私の経歴や趣味について触れさせていただきます。

出身は神戸です。もともと、神戸という皆さんが想像されるのは灘や芦屋でしょうが、そのようなハイソな雰囲気のところではなく、自然に囲まれた新興住宅地（要するに田舎）です。自宅から十数分歩くと栗やわらびなどがとれる山があり、小学生の頃は、その山で昆虫採集や山菜採りなどをして遊んだりしました。今思うと結構いい所で育ったのかもしれない。

高校は、兵庫高校という県立の高校で、卒業後は、同志社大学に進学しました。

趣味は、テニスとサッカーなど身体を動かすことです。

座右の銘は、「克己心（こつきしん）」です。

この言葉は、高校の剣道場の上座に額に入れられて飾ってあったもので、校訓か何かであったと思います。

当時剣道部員であった私は、約二年半、ほぼ毎日のようにこの言葉を目にして生活していましたが、その

当時は、言葉の響きが面白いなどいう程度の認識しか持っていませんでした。最近になって、この言葉の意味を考えることがあり、この言葉には、「自分の欲求に負けない心」と

いう消極的な意味だけでなく「自分の限界を超えようとする心」若しくは「自分を日々進化させようとする心」などの積極的な意味があるのだと勝手に納得しました。これは、これから弁護士をやっていく上で忘れてはならない重要な姿勢が示された言葉であると思います、座右の銘とすることにしました。このような付け焼き刃の座右の銘であり、全く身に付いてはおりませんが、この言葉を心に留めておくことで日々の仕事に対する身の入れ方も違ってくるのではないかと思っております。

駆け出しの若輩者であり、弁護士として必要な法律的知識・経験や社会経験も不足しているため、本当の意味で皆様のお役に立てるようになるのはもう少し先となるでしょうが、「育ててやる」というような気持ちで、様々なことを教えていただければと思っております。

少しでも皆様のお役に立てるよう日々研鑽に励む所存でありますので、今後とも宜しくお願いいたします。

(のなか てつや)

これは本邦裁判実務最大の盲点かも

戸根 住夫



(一) 訴訟費用を敗訴当事者の負担とする裁判があれば、勝訴当事者の訴訟代理人が支出費用の取立てを図るのは当たり前と思うのだが、誇り高い弁護士は、よほどの事情がないとそんなガメついことをしないという観念があるらしい。

先年うちの事務所の提起した訴訟で被告が請求を認諾したから、数十万円の支出費用を回収するため旧民法の規定に従い訴訟費用の額の確定と負担を命ずる決定を申し立てたことがある。すると、これが被告訴訟代理人の先生方の頭に來たらしい。裁判所に提出された書面には、「当方は、全くの善意、思いやりで請求を認諾して

やったのに、それをよいことに訴訟費用の取立てで追い討ちをかけるのは不届き千万だ。」という趣旨が書いてある。当方は、「そういう法律論もあるものかな。」と恐れ入った。さらに決定後関連事件で先生方と出会った際、「戸根さん、まさかあの決定で費用取立ての執行まで申し立てる気やないやろね。」と問いただされた。「あなたのところからうちの事務所にちゃんとお金を届けてくれると信じているので、もちろん執行は考えていない。」と答えたら、先方は、変な顔をしていた。

(二) わが国では昔から弁護士が訴訟費用額確定の手續を申し立てる案件が稀だが、その理由は、何も弁護士の謙抑の美德にあるのではない。弁護士は、依頼人から報酬を貰わねば生きていけないが、依頼人の側では、もちろんそれは負担だ。ところが、日本法では当該事件で弁護士に支払う報酬が訴訟費用にならないから、勝訴しても裁

判所が報酬額の負担を相手方に命じてくれない。だから費用額確定の手續を申し立てても、大概の事件で面倒な割に貰える額が少なく、あまり得にならないという事情があるだけのことだ。弁護士費用を訴訟費用に編入させている法制の国では、訴訟費用額確定の手續が頻繁に申し立てられている。それで、勝ち筋の当事者は、弁護士報酬を気にしないで訴訟に望み、負け筋の当事者は、しばしば費用負担の節減を図るため潔く和解、早期の敗訴、請求の認諾、放棄の途をさぐることもなる。ここでは弁護士報酬額の適正が強く求められ、法外に巨額の約定はもちろん、ダンピングも時に弁護士の懲戒事由となる。いろいろ問題はあが、大筋ではこちらの制度の方がよさそうで、近時これを導入する法改正が考えられているのは結構なことだ。ところが、これは多くの弁護士の間では至って不人気で、最近とみに「弁護士費用の敗訴者負担」を強く非難する声がある。その論調はなかなか威勢がよく迫力もあるが、広い視野からの考察が不十分で、今ひとつ説得力に欠けるように思われる。ただし、まだあまり立ち入った検討をしていないので、偉そうなことをいって先

生方に叱られるのは怖いから、この程度でやめておく。

(三) わが国では訴訟費用額確定手續の申立てが少ないことから、裁判所は、訴訟費用の裁判の勉強を昔から怠っており、この分野の実務は、だれも文句をいわないけれども、間違いだらけで誤判が氾濫している。偉い学者の先生方も、こんな見栄えのせぬ問題には大概知らぬ顔である。イタチゴッコで、このことが費用額確定手續の運用と成果を妨げている面もあるのだ。(これから先の各論的記述は、私の強調したいところだが、実のところ本冊子の趣旨にそぐわぬ理屈っぽい法律家向きの議論だから、とっととお急ぎの向きは、どうぞ読み飛ばして頂きたい。)

まず、事件を完結する裁判なのに殆ど例外なく訴訟費用の裁判を脱漏しているのが、裁判官忌避申立却下決定、訴状却下命令、不動産引渡命令、仮差押・仮処分命令である。

もつと問題なのは、最高裁を含むわが国の裁判所が、おしなべて訴訟費用を個々の原、被告間の、それも各個の請求ごとに可分のものとし、その分割された一部につき負担の裁判をしていることである。共同訴訟人中の一人を敗訴さ

せた一部判決において、訴訟費用の裁判を後日の事件を完結する判決に留保することなく、彼に費用の負担を命じているのは、その顕著な例だ。しかし、請求の主観的または客観的併合の場合、個々の費目の訴訟費用を当事者ごと、請求ごとにはつきり金額的に分別することは、多かれ少なかれ恣意的

者の恣意的裁量に基づいてした費用額の確定が互いに矛盾抵触することを防ぎきれない。

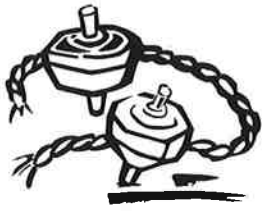
結果をもたらずもので、合理的でない。この分野の研究に伝統があるドイツでは多くの実務家や学者が、裁量を交えないでも費用額を配分確定することができるといって訴訟費用の裁判の型を、事案の態様に従い個別、具体的に探求しており、私の知る限り、日本の裁判所で汎用されているような安易で素朴な訴訟費用の裁判のやり方を是認している文献はない。(因みに、わが民事訴訟法でドイツ法にはない「訴訟の一部移送」を認めているのにも問題がある。立法者は、その場合に移送前に生じた訴訟費用を移送事件と残留事件との間でどのように配分するかを規整をしていないから、別異の裁判所が分離された事件につき各別に費用の裁判を伴った判決をして、両

当事者にかかる費用額を確定し得ない訴訟費用の裁判の顕著な例は、かの有名な大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件の最高裁昭和五六・一二・一六大法廷判決・民集三五卷一〇号一三六九頁のそれである。私は、裁判官在職中にこの事件の訴訟費用額確定決定の申立てを受けたので、訴訟記録を取り揃えたら大型ロッカー数台に充滿した。この膨大な記録に基づいて費用額を確定するためには、第一に損害金の請求と飛行差止請求の間で、第二に請求認容の度合い、訴訟手續関与の程度、事件終了の原因などがまちまちな原告数百人の個々の間で、(最高裁の費用の裁判には割合の指定がなかったから) 数え切れぬ雑多な費目の費用について、個々にその額を可能な限り恣意を避けた裁量で配分せねばならない。全く気の遠くなるような話で、パニックに陥りそうだと懸念された。しかしその作業の重圧は、裁判所よりも前に、費用計算書を作成、提出しなければならぬ当事者双方を直撃したもので、結局この費用額確定事件は、

私の退官後、良識ある双方代理人が、並々ならぬ労力と折衝の末、和解という事案には適切だが変則的な形で解決に導いたと聞いている。こういう事態は、おそらく最高裁の裁判官諸公の予想外だったろう。

(四) ともあれ、将来の立法で弁護士強制や弁護士費用の訴訟費用編入が実現する可能性があり、その暁には費用額確定の申立ても飛躍的に増加するだろう。そうでない現行法の下でも、実務家と学者は、今までのような呑気な対応ではなく、面倒臭さくても訴訟費用の裁判の勉強に精を出す必要がある。ただし私は、以前にはこの問題に少々頭を突っ込んだことがあるけれども、すでに老境に達しており、さらに十分な研究を進める気力が残っていない。

(とね すみお)



コスモス法律事務所

下浦 弘章



平成一六年三月末日をもって、なわ橋法律事務所を退職させていただき、四月一日から、コスモス法律事務所を開設いたしました。私がなわ橋法律事務所にお世話になるきっかけとなったのは、今から一二年ほど前にさかのぼります。当時、私は司法修習生でした。その弁護修習の際に、修習指導弁護士につれられて津田禎三先生と戸根先生

が担当しておられた裁判の法廷に行ったのです。約一時間の尋問時間の途中で、不覚にも睡魔におそわれたのであります。津田先生と戸根先生の名誉のためにお断りしますが、この法廷では相手方の主尋問が行われており、津田先生と戸根先生が行う反対尋問は次回に行われる予定でした。法廷が終わって、依頼者の方と打合せをしていると、津田禎三先生が私のところにきて、「君、さつき居眠りしていたな、しっかりと修習しないといかんぞ。」などと言ってくださいました。そして、なわ橋法律事務所に入って一年間、厳しく、かつ、相手を思いやる気持ちのこもった指導をしていただきました。そのご指導にどれほど応えられたのかと思うと、恥じ入るしかありません。

津田禎三先生といっしょに仕事をさせていただけで印象に残っていることは、ものすごく一つ一つの事件を大切にされるといふことです。依頼者の方のために、最後までできるだけのことをしようとされます。決して妥協はされません。しかし、相手方の利益を全く無視するわけではありません。お互いに納得のいく解決を目指し、それを実現されます。最後には、相手方の方から、当方の望むことを言わせるように導いていくこともありました。まさに交渉の妙を拝見させていただいた感じがしました。

さて、私が開設しましたコスモス法律事務所ですが、その名付け親は現在小学校四年生になる長女です。娘はどのような気持ちで命名してくれたのかはよくわかりませんが、コスモスの花言葉に、純潔、真心、調和といったことがあるとわかり、また、また、コスモスには花だけではなく宇宙、調和、秩序といった意味もあります。イメージが先行する嫌いはありませんが、思い切ったコスモス法律事務所という名前にいたしました。名前に負けないように、しっかりとやっていきたいと思っております。皆様の御支援、ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

(しもうら ひろあき)